

ける療養に要する費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第93号）に基づき算定した額の合計額から、第3第3号に掲げる各法律に基づき保険者又は共済組合が負担すべき額を控除した額（第3第3号のウに掲げる者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による一部負担金、標準負担額及び基本利用料に相当する額）

健康づくり支援課

長野県告示第379号

スモンに対する施術給付等実施要綱（昭和54年長野県告示第2号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日以降の施術に係る給付から適用します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

第3第1項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

健康づくり支援課

長野県告示第380号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療
(指定)

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
滝小児科医院	伊那市伊那5753-3	平成20年5月1日
松本市国民健康保険奈川診療所	松本市奈川2366	平成20年5月1日
ひより薬局	長野市若穂牛島字村東沖583-3	平成20年6月1日
松代中島ファミリー薬局	長野市松代町西寺尾1212	平成20年6月1日
藪原眞岡薬局	木祖村大字藪原1151-1	平成20年6月1日
大坂屋薬局湯の脇	諏訪市大和3-5-7	平成20年4月25日
小諸八満ほしまん薬局	小諸市八満188-1	平成20年5月1日
臼田ほしまん薬局	佐久市臼田1992	平成20年5月1日
ローズガーデン訪問看護ステーション	松本市芳川村井町12-1	平成20年6月1日

健康づくり支援課

長野県告示第381号

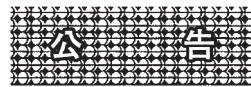
飯綱町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成19年10月25日から平成20年3月14日まで
- 3 作業地域
飯綱町全域

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年5月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あづみ野
- 3 代表者の氏名
渡辺 義昭
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市豊科南穂高3046番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に精神の障害や病気を持っている方等が安心して生活できるグループホームやケアホームの運営と、保健福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせる地域作りを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月12日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NAGANO・まちづくり未来

3 代表者の氏名

幸 森 加 三

4 主たる事務所の所在地

長野市三本柳西2丁目35番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内のまちづくり（市街地整備）に対して支援を行い、地域の再生・発展に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年6月12日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野IT化推進センター

3 代表者の氏名

西 澤 敬 次

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀七瀬537番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、電子自治体システムやインターネットなどを活用した、地方自治政策に関する企画・調査・研究を行い、その実現に向けた政策の提言や実践活動を推進し、市民の公共の利益の増進と豊かな地域社会の創造に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月12日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

県政世論調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成20年6月25日から平成20年8月22日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部広報課

電話 026 (235) 7110

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月24日（火）午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月20日（金）午後5時までに3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

広 報 課

公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成20年6月12日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び数量

長野県総務事務課労働者派遣業務 一式

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 契約期間及び派遣労働者の受入期間

ア 契約期間

契約の日から平成22年12月31日まで

イ 受入期間

平成20年8月18日から平成22年12月31日まで

(4) 入札方法

ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。

イ 入札書に記載する金額は、派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金の単価とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出し受理されている者であること。

(6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しているものであること。(プライバシーマークの認定又はプライバシーマークと同等の信頼性があると認める認定を取得済み又は取得見込みであること。)

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

電話 026(235)7166

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成20年6月17日(火) 午前10時

(2) 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成20年7月23日(水) 午後5時必着

郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便又は配達記録郵便に限るものとします。

イ 提出場所 長野県総務部総務事務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年7月30日(水) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎111号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

別記「長野県総務事務課労働者派遣業務落札者決定基準」によります。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be purchased:
Supply of temporary labor for on-line general administrative work: 1 unit

(2) Contract duration:

From the first day of the contract term through December 31, 2010

(3) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:

General Administrative Affairs Division, General Affairs Department, Nagano Prefecture

692-2 Aza-Habashita, Oaza-Minaminagano, Nagano City

Tel: 026-235-7166

(4) Time and place for the bid opening:

Time: 2:00 PM July 30, 2008

Place: Meeting Room #111, Nagano Prefectural

Government West Annex

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 PM July 23, 2008

Place: General Administrative Affairs Division,

General Affairs Department Nagano Prefecture
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Government)

別記

長野県総務事務課労働者派遣業務落札者決定基準

1 目的

この基準は、労働者派遣業務に係る総合評価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者の決定方法

(1) 入札者が提出した提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）と入札に関する評価点（以下「価格評価点」という。）との合計点が最も高い者を落札者とします。ただし、合計点の最も高い者が2人以上ある場合は、これらの者にくじを引かせて落札者とします。この場合において、これらの者のうち出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に関係ない職員に、くじを引かせるものとします。

(2) 落札者は、政令第167条の10の2第5項の規定により学識経験者の意見を聴いた上で決定します。

3 技術評価

(1) 審査機関

入札者が提出した提案書の内容についての評価（以下「技術評価」という。）は、長野県総務事務課労働者派遣業務技術評価委員会（以下「委員会」という。）が別表「提案書評価表」に基づき行うものとします。

(2) 技術評価の区分等

技術評価の区分並びに区分ごとの配点及び基準点は、次のとおりとします。

区 分	配点	基準点
基本的事項	180点	90点
派遣労働者	240点	120点
業務実施	530点	265点
合 計	950点	475点

(3) 加重点

評価の客観性を高めるため、技術評価の区分を評価項目に細分化し、評価項目ごとに「加重点」を設定します。

(4) 採点の考え方

評価項目の採点は、次のとおり0～10点の11段階評価とします。

ア 非常に優れた提案の場合	10点
イ 優れた提案の場合	7点
ウ 県が想定した水準の提案の場合	5点
エ 低い水準の提案の場合	3点
オ 非常に低い水準の提案の場合	1点
カ 記述のない場合	0点

同点の入札者が2人以上あり、提案書の内容の水準に差があるときは、他の入札者との均衡を考慮した上で1点を加

し、又は減点します。この場合において、当該加算後の点数は10点を上限とします。

4 技術評価点

(1) 技術評価点は、次の算式により算出します。

技術評価点 = 評価項目の得点（評価項目の採用×加重点）の合計 ÷ 9.5

(2) 技術評価の区分ごとの得点は、委員会の各審査委員の評価の平均とし、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとします。

(3) 技術評価の区分ごとの評価項目の得点がそれぞれの基準点に満たない場合は、失格とします。

5 価格評価点

(1) 価格評価点は、次の算式により算出します。

価格評価点 = 100 × (最低基準価格 ÷ 入札価格)

(2) 価格評価点に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位の端数を四捨五入するものとします。

(別表) 提案書評価表

区 分	評価項目	記 述 す べ き 内 容	加重点
1 基本的事項	営業実績	1 過去3年間の派遣先数	3
	登録・就労者数	2 県内の登録者及び就労者数	3
	類似業務の実績	3 過去3年間の事務機器操作の契約履行実績	3
		4 過去3年間の官公庁・自治体との契約実績	3
	体制整備	5 業務関連法令遵守のための体制並びに監督官庁からは是正指導があった場合にはその時期及び内容	3
	指導	6 派遣労働者の飲酒運転の禁止等一般的な法令遵守に関する指導方法	3
2 派遣労働者	募集方法・雇用	1 派遣労働者の募集方法及び雇用時に重視する事項	3
	派遣労働者の基準	2 事務処理能力の優れた職員を派遣するための方法	3
	指導的派遣労働者	3 契約当初の派遣労働者(中心となる派遣労働者)の選定方法	3
	福利厚生制度・フォロー体制	4 派遣労働者のメンタル相談やセクハラ・パワハラに関する苦情処理に係る体制	2
		5 派遣労働者の健康診断の実施状況	2
		6 派遣労働者の福利厚生制度の状況	2
	派遣前研修の実施	7 派遣労働者に対する窓口での対応、基本的マナー等の研修内容及び方法	3

3 業務 実施	派遣期間中研修の実施	8	具体的な研修・指導及び県が接遇等の研修を要望した場合の対応方法	3
	派遣労働者の管理	9	管理上、最も重視する事項及びその実現方法	3
	連絡体制	1	県との連絡及び派遣労働者に対する指揮命令体制	3
	勤怠管理	2	勤怠管理の方法	3
	セキュリティ指導	3	派遣労働者に対する情報漏洩防止等セキュリティに関する指導方法	5
	情報漏えいに関する規定	4	派遣労働者との契約上の情報漏えいに関する規定の有無及び内容	4
	規定の遵守	5	派遣労働者が情報漏えいに関する規定を遵守するための実現方法	4
	派遣労働者の退職希望	6	退職時期の調整や退職後後任者が円滑な業務を行うための引継ぎ方法	5
	事故への対応	7	派遣労働者の突発的な欠勤、通勤上の災害及び業務上発生した事故への対応方法	4
	不適切者への対応	8	県が不適切・能力不足と判断した派遣労働者の代替労働者の確保及び業務の引継ぎなど対応方法	3
	情報漏えい発生時の対応	9	派遣労働者による情報漏えい・セキュリティ事故発生時の対応方法	3
	緊急時対応マニュアルの作成	10	事故等トラブル発生時のマニュアルの有無及び内容	4
	派遣先職員向け研修の実施	11	派遣職員受入れに関する研修会の実施方法	2
	顧客満足度	12	審査等の対象となる職員からの苦情を少なくするための方法	3
派遣労働者の勤務体制	13	契約当初の派遣労働者が中心となり、その後派遣される労働者への業務のノウハウを伝達する体制及び方法	5	
業務マニュアルの作成	14	本契約期間満了後、他者が引き続き円滑に業務を実施するためのマニュアルの作成方法	5	
				95

総務事務課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成20年 6月12日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	伊那市伊那部の一部	平成20年6月12日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成17年度から平成18年度まで	伊那市美篁の一部	平成20年6月12日
上水内郡信州新町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成18年度まで	上水内郡信州新町大字下市場・牧野島の一部	平成20年6月12日
上伊那郡飯島町	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	上伊那郡飯島町本郷の一部	平成20年6月12日
木曾郡木曾町	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	木曾郡木曾町開田高原末川の一部	平成20年6月12日
下伊那郡大鹿村	地籍簿及び地籍図	平成18年度から平成19年度まで	下伊那郡大鹿村大字大河原の一部	平成20年6月12日

農地整備課

公告

東御市所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年 6月12日

長野県上小地方事務所長 安江 幸大

理事

新任

氏名	住所
花岡 利夫	東御市田中179番地 1
船田 信	東御市祢津1735番地 5
柳沢 昭	東御市新張1151番地
小林 俊和	東御市新張679番地 1
阿部 祐之	東御市滋野乙4787番地
土屋 吉弘	東御市滋野乙3115番地
関 和茂	東御市滋野乙1935番地 1
青木 武人	東御市滋野乙649番地 1
堀口 清徳	東御市祢津1727番地
船田 寛	東御市祢津2318番地
小林 今朝義	東御市鞍掛1165番地
佐藤 文男	東御市新屋70番地
池田 一男	東御市加沢629番地 4
馬場 崇	東御市常田684番地
永井 忠	東御市和8500番地

重任

氏名	住所
花岡 尚	東御市滋野乙3876番地 1
若林 信吾	東御市滋野乙2679番地

船田 幸正 東御市祢津2925番地 1
 別府 俊勇 東御市和8592番地 3

退任

氏名	住所
土屋 哲男	東御市新張1263番地 5
堀 常夫	東御市和740番地
植原 聚	東御市新張723番地
塩川 徳男	東御市新張1196番地
宮下 五八	東御市滋野乙4632番地 2
田口 一敬	東御市滋野乙95番地 7
柳沢 久利	東御市滋野乙2347番地
滝沢 昭平	東御市滋野乙1162番地 6
唐沢 一雄	東御市祢津869番地
田畑 資雄	東御市祢津2140番地
花岡 正勝	東御市鞍掛1190番地
白井 英世	東御市鞍掛585番地
関 忠夫	東御市加沢1025番地
小林 紀夫	東御市常田630番地 2
白石 隆爾	東御市和8592番地

監事

新任

氏名	住所
竹内 春彦	東御市海善寺439番地
関 紀代人	東御市滋野乙1947番地
荻原 嘉一	東御市加沢1040番地

退任

氏名	住所
土屋 清治	東御市新屋92番地
柳沢 恒雄	東御市滋野乙219番地 8
小林 由治	東御市新屋153番地

農地整備課

公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成20年6月12日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

監事

新任

氏名	住所
中嶋 寿光	塩尻市大字片丘7978番地

退任

氏名	住所
上條 輝	塩尻市大字片丘10537番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月12日

長野県立木曽病院長 久米田 茂喜

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量
透析液溶解装置 1台(2) 物品等の特質
仕様書のとおり(3) 納入期限
平成20年7月31日(4) 納入場所
長野県立木曽病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町福島6613-4
 長野県立木曽病院 事務部総務係
 電話 0264(22)2703 内線 2213

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月25日 午後2時

イ 場所 長野県立木曽病院 2階地域医療室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

病院事業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月12日

長野県南佐久建設事務所長 田中穂積

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成20年度県単道路情報板設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成20年8月31日まで

(4) 履行場所

国道141号 南牧村野辺山他

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札

参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年以内に同種の設備点検業務の履行実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267(82)3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年6月26日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年6月19日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課